

議案第 1 7 号

工事施行に関する協定の変更について

第 4 3 1 回高根沢町議会定例会において議案第 1 9 号として議決を経た工事施行に関する協定（東北本線宝積寺・氏家間 3 0 2 － 3 号橋補修工事）の一部について、次のとおり変更する。

令和 8 年 9 月 1 日

高 根 沢 町 長 神 林 秀 治

契約の金額「7 1， 7 3 6， 1 2 6 円」を「7 1， 6 8 3， 5 1 5 円」とする。

工事施行に関する協定の変更について

- | | |
|-----------|---|
| 1 工 事 名 | 東北本線宝積寺・氏家間 302-3 号橋補修工事 |
| 2 工 事 箇 所 | 高根沢町大字大谷地内 |
| 3 工 事 期 間 | 令和 7 年 5 月 13 日から令和 8 年 9 月 30 日まで |
| 4 契 約 金 額 | 変更後 71,683,515 円（うち消費税等の額 6,516,683 円）
変更前 71,736,126 円（うち消費税等の額 6,521,466 円） |
| 5 変 更 事 由 | （金額変更の主な事由）
・当初はひび割れ補修工および断面修復工について夜間施工としていたが、足場を設置することにより昼間施工が可能となり、労務費が安価で済んだため。 |